

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	難病の患者に対する特定医療費の支給事務に係る特定個人情報評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、難病の患者に対する特定医療費の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

## 評価実施機関名

静岡県知事

## 公表日

平成30年8月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する特定医療費の支給事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者に対し受給者証を交付し、県が指定する医療機関で指定難病に係る医療(特定医療)を受けた場合に、特定医療費の給付を行う事務である。医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担額や受給者が加入する医療保険及び高額療養費適用区分を記載し、また、他の医療給付制度で給付を受けている場合は給付対象とならないため、世帯情報及び所得情報、他制度による給付情報の照会を情報提供ネットワークシステムを通じて行い、給付の可否や自己負担額等について審査を行う。
③システムの名称	保険・医療・福祉・総合情報ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病医療受給者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番98
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番120(情報照会) 項番26・56-2・87 (情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部疾病対策課
②所属長の役職名	健康福祉部疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県庁健康福祉部医療健康局疾病対策課 住所: 静岡市葵区追手町9-6 電話: 054-221-3393
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県庁健康福祉部医療健康局疾病対策課 住所: 静岡市葵区追手町9-6 電話: 054-221-3393

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

